

※本計画は2025年9月給特法の一部改正に伴い、作成が義務づけられたものです。

【本市の教職員の実態】

- ・年間平均時間外在校等時間が**45時間以下を概ね下回っているが、職種や個人によって差がみられる。**
- ・1年間時間外在校等時間360時間を超える割合は、**小43% 中72%**
- ・教職員ストレスチェックの結果より、**業務的負担によるストレスを抱える教職員がやや多い**

【本計画の目標】

- ・時間外在校等時間が**年間平均月80時間越えの割合を令和11年度までに0%**
- ・1年間における**1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を令和11年度までに360時間程度を下回るようにする。**
- ・ストレスチェックにおいて、**総合健康リスクが全国平均を継続して下回る(目標値80)、業務的負担が全国平均を下回る(目標値90)、職場の支援が全国平均を継続して下回る(目標値80)**

実施する業務量管理・健康確保措置の内容

業務の3分類を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

- 通学路の見守り活動
 - ・地域ボランティア、市長部局(安全安心課)、市教委(生涯学習課)などの定期的なパトロール
- 過剰な苦情・不当要求への対応
 - ・スクールロイヤーによる助言や支援、市教委(学校教育課)との連携による対応

②教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
 - ・教職員の専門性が深く関わるもの以外への事務職員の協力
- ICT機器やネットワーク設備の保守管理
 - ・市教委(教育総務課)が主体となって委託業者との連携
- 部活動運営
 - ・部活等指導員、部活動外部指導者の配置の推進、地域スポーツ団体等と連携した段階的な部活動地域展開の推進
- 外国にルーツをもつ児童生徒への日本語指導
 - ・日本語指導助手の配置、教育研究所にプレスクールの設置

③教師の業務の負担軽減を促進すべき業務

- ICTを効果的に利用した授業・学習支援・成績処理
 - ・学習支援ソフト「ロイロノート」、試験採点ソフト「百問繚乱」(中学)、プレゼンテーション資料等の作成ソフト「Camva」の導入
- 支援が必要な児童生徒、家庭への対応
 - ・SC、SSW、警察、児童相談所、市長部局(子育て支援課)との連携
 - ・教育支援センター設置、心の教育相談員、心の教室支援員の配置、介助員の配置

④それ以外の措置の促進

- 校務支援システムの活用
 - ・校務支援ソフトC4 t hの活用、保護者向け情報発信システム「Home&School」運用
- 勤務時間外の電話の対応
 - ・夜間や休日等の電話対応について保護者への協力依頼
- 学校行事、研修の精選、オンライン化
 - ・学校行事の見直し、会議や研修等のオンライン化及び資料の簡素化
 - ・計画的な余剰時間の見直し

教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

■働きやすい環境づくり

- ・サービス規律確保行動計画にハラスメント研修の位置づけ
- ・校内研修におけるメンター研修の実施

■有給休暇の取得促進

- ・取得できる環境整備、長期休暇の積極的な取得

■ストレスチェックの実施と結果の活用

- ・年1回のメンタルヘルスチェックの実施、研修会、個別相談事業の周知
- ・教職員担当の学校訪問による個別面談等の実施

■時間外在校等時間の超過勤務教職員への働きかけ

- ・該当教職員在籍校の管理職(該当教諭)との面談、医師面談の推進